

- 日本公庫資金円滑化貸付事業について（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>I 東日本大震災に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間 本措置に係る貸付対象期間は、地震の後（平成23年3月11日）から<u>令和7年3月31日</u>までとする。</p> <p>II 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間 本措置に係る貸付対象期間は、令和2年2月1日から<u>令和7年3月31日</u>までとする。</p> <p>III コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間 本措置に係る貸付対象期間は、令和4年4月26日から<u>令和7年3月31日</u>までとする。</p>	<p>I 東日本大震災に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間 本措置に係る貸付対象期間は、地震の後（平成23年3月11日）から<u>令和6年3月31日</u>までとする。</p> <p>II 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間 本措置に係る貸付対象期間は、令和2年2月1日から<u>令和6年3月31日</u>までとする。</p> <p>III コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間 本措置に係る貸付対象期間は、令和4年4月26日から<u>令和6年3月31日</u>までとする。</p>

附 則 （令和6年3月29日5経営第3171号）
この通知は、令和6年4月1日から施行する。